

外国籍会員の家事調停委員任命上申拒絶に関する会長声明

大阪家庭裁判所からの家事調停委員推薦依頼に対し、2009年（平成21年）12月17日付けで当会が行った韓国籍の会員の推薦について、2010年（平成22年）1月15日付けで、当会は、大阪家庭裁判所から「当該候補者については、選考の結果、最高裁判所に任命上申しない旨決定した」との通知を受けた。その理由は、「調停委員は、公権力の行使にたずさわる公務員に該当するので、日本国籍を必要とする。」ということである。同会員については、2007年（平成19年）にも同様の推薦を行ったが、国籍のみを理由として大阪家庭裁判所から上申拒絶の回答がなされた。

そもそも法律上、外国籍者が調停委員になれないとする規定はない。外国籍者が一定の公職につくことが当然に制限されることがあるとしても、その範囲は外国籍者の就任を認めることが本質的に国民主権原理に反する職種に限定されるべきである。調停制度は、市民の間の民事又は家事の紛争を、当事者の話し合いに基づき解決する制度であり、調停委員の役割は、このような当事者の互譲による解決を支援することにある。このような調停制度の目的及び調停委員の役割に照らせば、外国籍者が調停委員に就任することが国民主権原理に反するとは到底考えられない。

「調停調書に確定判決と同一の効力があるから公権力行使にあたる」という点は、調停調書がそもそも当事者の合意に基づくものであることを看過するものであり、仲裁判断等との比較においても理由とならない。調停の呼出しに対する正当な理由のない不出頭に過料の制裁があることは上記調停制度の目的を達成するための付随的制度にすぎず、これを理由に調停委員の職務が公権力行使にあたる根拠とすることは本末転倒である。

さらに多民族・多文化共生社会の視点からも、我が国で社会の一員として生活する外国籍者が、調停制度のような市民のためのADRに関与することは積極的に認められるべきである。

当会は今回、上記見解を詳細に述べた申入書を添えて当該会員を推薦した。にもかかわらず、大阪家庭裁判所が前回同様の上申拒絶の対応をとったことは誠に遺憾であり、最高裁判所および大阪家庭裁判所の再考を求める。

2010年（平成22年）1月20日

大阪弁護士会

会 長 畑 守 人